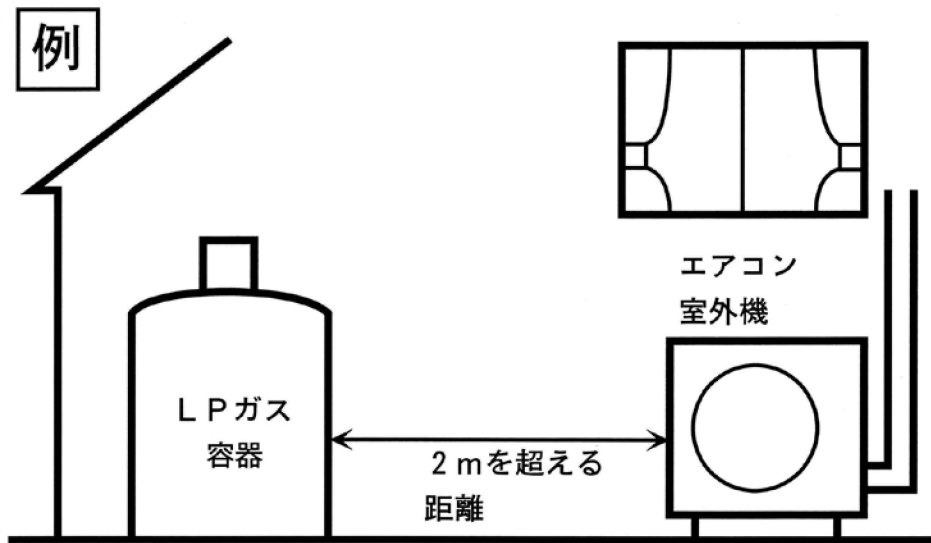


LPガス容器と電気設備との保安距離



LPガス容器の設置については、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」第18条により、内容積20リットル以上のものにあつては、当該容器を置く位置から2m以内にある「火気」をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置く旨規定されている。

電気設備についても火気と解釈されるので、施工にあたっては同規則を遵守しなければならないが、現状はLPガス容器に近接して電気設備が設置されている事例が数多く見受けられ、単なる法令違反にとどまらず、保安上憂慮すべき事態となっている。

LPガス容器に近接して電気設備を設置される場合には、施主やLPガス販売店の方を交えて対策を協議のうえ、適正な施工に努めて下さい。なお、設置基準等の概要は次のとおりである。

1 火気の範囲について

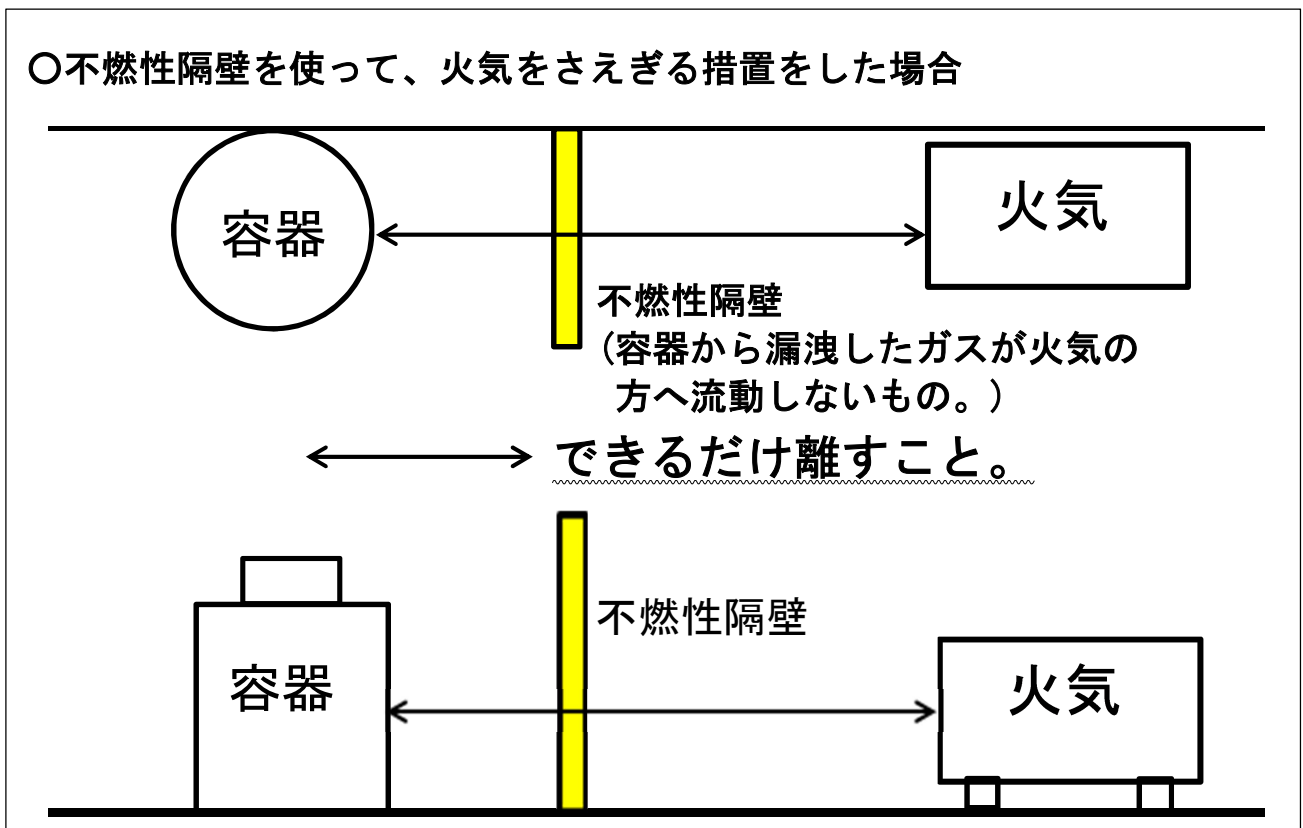
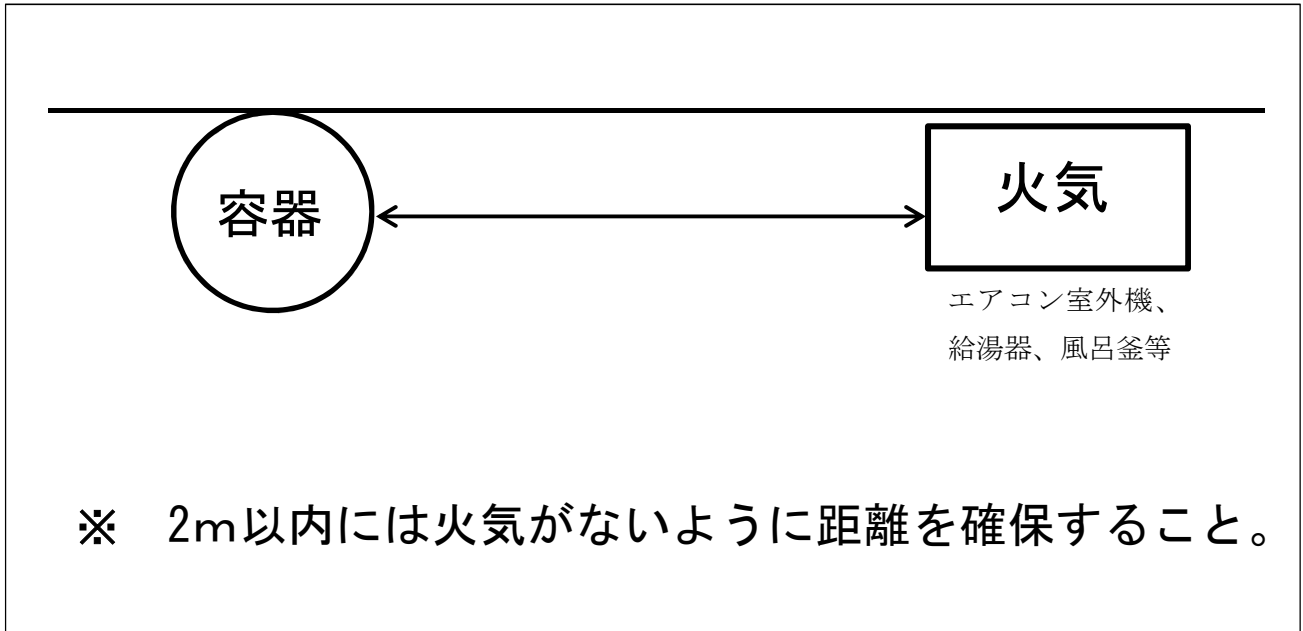
(電気関係)

スイッチボックス、コンセント、配電盤、照明器具、浄化槽のポンプ、電気温水機、電気冷蔵庫、クーラーの室外機、清涼飲料水等の自動販売機等

2 設置要領等

- ① 火気と解される電気設備を設置する場合、LPガス容器から2mを超える距離を確保すること。
- ② LPガス容器から2mを超える距離を確保できない場合には容器との間に、容器および硬質管以外の供給管（ゴム管等）の高さ以上の高さの、不燃性の隔壁（ブロックまたは鉄板）を設けること。なお、火気と容器との距離をできる限り確保すること。
- ③ 火気が屋内にある場合は該当しない。

○液石法規則第 18 条第 1 号イに基づく、火気をさえぎる措置の考え方



※これまでの滋賀県の取扱いを変更しています。
※適用 平成 30 年 4 月 1 日以降